

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

- 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）（抄）（第一条関係）．．． 1
- 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）（抄）（第二条関係）．．． 2
- 防衛省の職員の自己啓発等休業に関する政令（平成十九年政令第二百十八号）（抄）（第三条関係）．．． 3
- 防衛省の職員の配偶者同行休業に関する政令（平成二十六年政令第四十一号）（抄）（第四条関係）．．． 4
- 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第三号）（抄）（第五条関係）．．． 5
- 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和四年政令第二百二十六号）（抄）（第六条関係）．．． 6

○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（派遣から除外する職員）</p> <p>第一条 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 条件付採用期間中の職員</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 自衛隊法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員</p> <p>七 自衛隊法第四十四条の七第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員</p> <p>八〇十一 （略）</p>	<p>（派遣から除外する職員）</p> <p>第一条 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 条件付採用期間中の職員（防衛大臣の定める職員を除く。）</p> <p>四・五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六 自衛隊法第四十四条の三第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員</p> <p>七〇十一 （略）</p>

○ 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（交流派遣除外職員）</p> <p>第一条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項において準用する法第二条第三項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 条件付採用期間中の職員</p> <p>六 自衛隊法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員</p> <p>七 自衛隊法第四十四条の七第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員</p> <p>八～十一 （略）</p>	<p>（交流派遣除外職員）</p> <p>第一条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項において準用する法第二条第三項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 条件付採用期間中の職員（防衛大臣の定める職員を除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>六 自衛隊法第四十四条の三第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員</p> <p>七～十 （略）</p>

○ 防衛省の職員の自己啓発等休業に関する政令（平成十九年政令第二百十八号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（自己啓発等休業をすることができない職員）</p> <p>第一条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（以下「法」という。）第十条に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員</p> <p>五 自衛隊法第四十四条の七第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員</p> <p>六 （略）</p>	<p>（自己啓発等休業をすることができない職員）</p> <p>第一条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（以下「法」という。）第十条に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の三第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員</p> <p>五 （略）</p>

○ 防衛省の職員の配偶者同行休業に関する政令（平成二十六年政令第四十一号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（配偶者同行休業をすることができない職員） 第二条 法第十一条において準用する法第二条第四項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～三 （略）</p> <p>四 条件付採用期間中の職員</p> <p>五 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同法第四十四条の第二項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員</p> <p>六 自衛隊法第四十四条の七第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員</p> <p>七 （略）</p>	<p>（配偶者同行休業をすることができない職員） 第二条 法第十一条において準用する法第二条第四項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～三 （略）</p> <p>四 条件付採用期間中の職員（防衛大臣の定める職員を除く。） （新設）</p> <p>五 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十四条の三第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員</p> <p>六 （略）</p>

○ 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第三号）（抄）
 （第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（法第三十五条第一項に規定する政令で定める職員等） 第六条 法第三十五条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 自衛隊法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員</p> <p>四 自衛隊法第四十四条の七第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員</p> <p>五〇九 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>2 （略）</p> <p>（法第三十五条第一項に規定する政令で定める職員等） 第六条 法第三十五条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三 自衛隊法第四十四条の三第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>九 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七條第一項において準用する同法第十七條第一項の規定により派遣されている職員</p> <p>十 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十四條第一項において準用する同法第四條第一項の規定により派遣されている職員</p>

○ 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和四年政令第二百二十六号）
 （抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二十五条第一項に規定する政令で定める職員） 第七条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 自衛隊法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員</p> <p>四 自衛隊法第四十四条の七第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員</p> <p>五〃九 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>十 （略）</p>	<p>（法第二十五条第一項に規定する政令で定める職員） 第七条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三 自衛隊法第四十四条の三第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員</p> <p>四〃八 （略）</p> <p>九 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十条七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員</p> <p>十 （略）</p>